

平成24年度環境配慮型経営促進事業利子補給金事業 公募要領

平成24年4月2日
環境省総合環境政策局環境経済課

環境省では、エネルギー対策特別会計における事業として、平成19年度から環境配慮型経営促進事業利子補給金事業を二酸化炭素排出抑制対策の一環として実施しておりますが、平成24年度公募を実施することといたしました。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、本公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を閲読いただくようお願いいたします。

なお、利子補給事業として選定された場合には、別添「環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱」に従って手続きを行っていただくことになります。

また、事業計画が中途段階等の理由により応募を迷われている場合や、次回公募があれば応募を検討したい場合については、本公募の募集期間にかかわらず、別途担当までご相談ください。

その他、公募要領等でご不明な点等ありましたら、下記担当までご連絡下さい。

なお、本事業は、国会での平成24年度予算の成立が前提となりますので、今後内容の変更等があり得ます。

担当連絡先：〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局環境経済課企業行動係

電話：03-3581-3351（内線6263）

FAX：03-3580-9568

電子メール：kigyo@env.go.jp

平成24年度環境配慮型経営促進事業利子補給金事業について

1. 事業の目的・交付対象事業について

(1) 事業の目的

この利子補給金は、金融機関が行う環境に配慮した企業に対する融資制度（以下環境配慮型融資という。）のうち、地球温暖化防止のための融資事業に対し、必要な経費を国が利子補給することにより、地球温暖化防止のための設備投資や研究開発等を促進しエネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進することを目的とします。

(2) 交付対象事業

以下に対して金融機関が行うエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に係る資金融資事業が交付対象となります。

- ・環境配慮型融資にかかる融資対象基準を満たし、かつ、融資を受けた年時点での直近実績値より5年以内の間に二酸化炭素排出原単位を5%以上改善又は二酸化炭素排出量を5%以上削減することを金融機関に対して誓約して地球温暖化対策事業を行う事業者
- ・資金使途が研究開発の場合には、環境会計に当該研究開発費として計上されているものに限られます。

なお、同じ内容の事業で他の省庁などから国庫補助金等を既に取得している、又は同時に取得する事業については、当該事業の対象となりません。

2. 交付対象事業者について

公募の対象となる金融機関は、(1)の通りです。また、(2)の条件を満たす必要があります。

(1) 公募対象金融機関

- ・銀行
- ・信用金庫及び信用金庫連合会
- ・労働金庫及び労働金庫連合会
- ・信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ・農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ・農林中央金庫
- ・株式会社商工組合中央金庫
- ・株式会社日本政策投資銀行

(2) 条件

別紙1に定める複数の基準により事業者の環境配慮の取組を審査・評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資制度がある。

融資先である事業者は、融資時より5年以内に二酸化炭素排出原単位を5%以上改善又は二酸化炭素排出量を5%以上削減することを誓約させ、その後のモニタリングが可能な体制がある。

融資資金の用途を地球温暖化防止のための資金とし、資金用途及び工事完了を確認する体制がある。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等を遵守し（ ） 利子補給金の適正な執行に努めるとともに、会計検査院等の求めがある場合は、事業者の審査等の執行に関する資料の提出を行える。

注 補助金適正化法第23条において、環境大臣が補助事業者たる金融機関又は間接補助事業者たる交付対象事業を行う者に対して、必要がある場合には報告徴収を行えることについて規定されています。

3. 利子補給金の支給額及び事業規模等について

(1) 利子補給金の支給額について

支給額は次に掲げる算式を持って計算した額を上限とします（計算上の支給額が実際の利子額を超える場合は実際の利子額が上限。また、利子補給対象融資について1件あたりの上限額を設ける可能性があります。）。ただし、同一年度における当該計算した額の合計の額が当該年度の予算を超える場合には、当該予算の範囲内において算出するものとします。

$$A \times \frac{B}{365} \times 0.01$$

A 当該単位期間における当該貸付契約に係る貸付残高
B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

単位期間：3月11日から9月10日までの期間及び9月11日から3月10日までの期間。ただし、7月11日から9月10日までの期間又は1月11日から3月10日までの期間に交付された貸付資金に係る第1回目の単位期間は、当該資金交付の日から3月10日までの期間又は9月10日までの期間とすることができる。

(2) 事業規模について

8億円（予算案）

(3) 利子補給金支払期間

毎年度の予算措置を前提としますが、支払期間は最長5年間とします。金融機関は、融資先事業者に5年以内に二酸化炭素排出原単位を5%以上改善又は二酸化炭素排出量を5%以上削減することを誓約させ、その動向を把握していただきます（期間中に目標が達成された場合であっても、誓約期間中は引き続き状況の把握が必要です）。その結果、5%以上の削減が達成されていない場合には、これまでに支払われた利子補給金を、誓約目標未達成の不足割合に応じて返還していただくこととなります。

4. 利子補給金交付の申請に係る手続き等について

(1) 利子補給金交付の申請の締め切りについて

新規案件について補給金の交付を受けようとするときは、単位期間ごとに毎年8月10日、2月10日までに交付申請書を環境大臣に提出していただくことになります。また、本利子補給事業による交付決定を受けたことのある継続案件については、単位期間ごとに毎年7月10日、1月10日までに、交付申請書を環境大臣にご提出下さい。

なお、9月10日又は3月10日が休日の場合は、その前営業日又は翌営業日までを単位期間とすることができます。この場合、次の単位期間は、前単位期間の最終日の翌日からとします。

また、本事業は、毎年度の予算措置により実施しているものであり、予算の制約により利子補給金の交付決定が行われない場合があります。

(2) 平成24年度の利子補給対象となる融資案件の融資開始時期

平成24年度の利子補給対象となる融資案件の融資開始時期は、原則として平成25年2月12日までとします。

5. 応募書類の提出について

(1) 受付期間

平成24年4月2日(月)～4月27日(金)

(2) 提出方法

応募される金融機関は、提出書類を正1部、写し1部を上記期間に環境省総合環境政策局環境経済課企業行動係へ郵送にて提出して下さい(公募締切日当日の消印まで有効)。封書の宛名面には、「環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業申請書」と明記して下さい。

(3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先等については、以下の通りです。

環境省総合環境政策局環境経済課企業行動係 <担当：小西>

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話 03-3581-3351(内線6263)

FAX 03-3580-9568

電子メール kigy@env.go.jp

(4) 提出資料について

提出に際しては、本公募要領にて様式を定めているものは必ずその様式を使用して下さい。提出書類の用紙の大きさはA4版、可能な限り両面印刷をお願いします。

提出書類の中央下に通しページを必ず付けて下さい。

応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすくして下さい。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。

「提出書類」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご留意下さい。

< 提出書類 >

- ・ 応募申請書（様式指定）
 - ・ 定款（それに準ずるもの）及び登記事項証明書
 - ・ 過去3年分の賃借対照表及び損益計算書
 - ・ その他参考となる資料（申請書の補足資料、2.(2)の融資制度による貸付実績等）
- （注）提出書類及び添付資料は、正1部、写し1部を提出して下さい。

6. 採択の審査及び結果通知について

(1) 審査スケジュール

公募締め切り後、次の通り審査を実施します。

書類審査

応募書類を査読し、書類審査を実施します。

（予定：公募締め切り後～平成24年5月11日）

ヒアリング審査

必要に応じ、ヒアリング審査を実施します。ヒアリングを実施する場合は、平成24年5月8日までにご連絡します。（予定：平成24年5月8日～5月10日）

採否の通知等

上記を経て、採択機関を決定します。選定結果（採択または不採択）は、申請者には書面で通知します（5月中旬予定）

(別紙 1)

公募要領 2 .(2) 条件の について

利子補給事業の対象となる「環境配慮型融資」とは、「経営全般」「事業関連」「環境パフォーマンス」の 3 事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を変更する融資制度とする。3 事項に求める要件は以下の通りとし、評価基準は別紙 2 とする。

経営全般事項

経営全般に関する事項として、以下の 6 項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。

- コーポレートガバナンス
- コンプライアンス
- リスクマネジメント
- パートナーシップ(社会貢献活動等)
- 従業員への環境教育
- 情報開示

事業関連事項

事業に関連する事項として、以下の 4 項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。なお本事項の ~ については正当な理由がある場合に限り業種・事業規模により項目の変更(削除も含む)を認めるものとする。

- 設備投資
- 製品・サービス
- サプライチェーンにおける環境配慮
- リサイクル対策

環境パフォーマンス事項

環境パフォーマンスに関する事項として、以下の 6 項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。なお 地球温暖化対策を除く、 、 、 、 については正当な理由がある場合に限り業種・事業規模により項目の変更(削除も含む)を認めるものとする。

- 地球温暖化対策
- 資源有効利用対策(資源投入量、廃棄物等)
- 水資源対策
- 大気汚染対策
- 化学物質対策
- 生物多様性対策

(様式)

番号
年 月 日

環境大臣 殿

所在地
名称
代表者氏名 印

平成 2 4 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金の応募について

平成 2 4 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金について、下記のとおり応募します。

記

1. 申請者の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者
- (3) 所在地
- (4) 設立年月日
- (5) 役員氏名
- (6) 従業員数
(組合等の場合にあつては、専従役員数を記入すること。)
- (7) 資本の額又は出資の総額(単位:万円)
(株式会社にあつては、受権資本の額及び払込済み資本の額を記入すること。)
- (8) 資本金又は出資金の構成(単位:%)
(主な株式又は出資者の構成等を示すこと)
- (9) 組織図
(部課等の体制及び配置人数等を記入すること。)
- (10) 担当者名、E-mail、電話番号、FAX番号

2. 平成24年度環境配慮型経営促進事業利子補給金事業公募要領2.(2) ~ の条件を満たす融資制度・体制について

(注1)上記融資制度・体制について説明して下さい。また必要に応じて根拠資料を添付して下さい。

例:環境格付項目、環境格付評価体制図、金利優遇体系

(注2) の根拠資料については、別紙の項目を満たしていることが明確に分かるよう、適宜注釈を加えるなどして下さい。

(注3) 、 の根拠資料については、金融機関内のモニタリングや確認の体制が分かる図などを作成して下さい。